

平成 26 年 7 月 9 日

三条信用金庫

特殊詐欺被害防止に向けた取り組みの強化について

当金庫は、現在、窓口におきまして多額の現金払い出しや多額のお振り込みをされる場合、お客様にお取り引きの内容を確認するなど、詐欺被害を防ぐお声掛けなどの取り組みを実施しております。

この度、新潟県警察並びに県内金融機関と協力し、振り込め詐欺などの特殊詐欺を防止するため、更にこの取り組みを強化することといたします。

お客様のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1. 詐欺被害防止に向けた取り組み

- ・現在、多額の現金払い出しや多額のお振り込みをされる場合、お客様にお取り引きの内容を確認するなど、詐欺被害防止を防ぐための取り組みを行っています。
- ・今後は、ご高齢のお客様の詐欺被害防止に向けた取り組みを更に強化するため、当金庫窓口における多額の現金の払い出しの際は、以下のとおり対応いたします。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 70 歳以上のお客様が 200 万円以上の現金の払い出しをされる場合は、お支払いの目的をお伺いすると共に、「お振り込み」や「記名式線引預金小切手」(※)によるお支払いをご案内します。② やむを得ず現金での払い出しをご希望される場合は、原則として（明らかに詐欺被害の恐れのない場合を除きます）、当金庫は警察に連絡します。
なお、警察から改めてお客様にお取り引きの内容を確認させていただき、警察が認めた場合に限りお客様に現金をお支払いします。③ なお、このほかのお取り引きにおいても詐欺被害の恐れがあると当金庫が判断した場合には、警察に連絡し、お客様のお取り引きの内容を確認させていただきます。 |
|---|

2. 取扱開始日

平成 26 年 7 月 15 日(火) (全店)

(※) 記名式線引預金小切手

- ・「預金小切手」とは、お客様から事前に銀行にお金を払い込んでいただき、その預かった金額で銀行が発行する小切手です。銀行が支払人となっているため、受け取られた方は確実にお金を受け取ることができることから、高額な支払いの際に利用されています。
- ・「記名式」とは、受取人の名前を小切手に記載する方法で、記名された受取人だけが支払を受けることができます。このため、不正に小切手を取得した者への支払いの可能性が非常に低くなります。
- ・「線引」とは、小切手の支払いを受けて現金を受け取ることができる方を、銀行とお取り引きがあるお客様に限るものです。従って、小切手が誰に支払いされたかが明確になることから、不正な行為の防止に役立ちます。

以上